

第6章 その他円滑な事業実施のための方策

第1 事業主健診受診者への対応

国民健康保険加入者であって、職場で健診を受ける機会のある者について、その結果を把握することで、保険者として健診を実施すべき者から除外することができます。このため、受診券発送の際には制度案内を行い、事業主健診対象者から葉書で受診場所・受診時期・事業主名・連絡先等を回答してもらい、その後の健診データの授受を円滑に行う仕組みを確立します。

第2 事業実施体制の整備

(1) 事業準備・実施体制の強化

平成19年度に立ち上げた保健指導等推進プロジェクト(国保と一般衛生と介護担当課)を中心に、健康福社会館(ふじみセンター)を拠点として本事業を実施します。また、保健委員や区長会の協力を得ながら、健診受診率と保健指導実施率の向上を図ります。

(2) 住民のニーズの把握

住民のニーズを的確に把握するため、健康診査等の場に、関係事務職員全員が従事することとしました。

(3) 付加検診について

受診者の利便性を考慮し、生活機能評価(65歳以上)・肝炎ウイルス検診(40歳)・前立腺がん検診(50歳以上男性)について、特定健康診査と同時に実施します。また、費用負担について生活機能評価は健康課(高齢者・介護スタッフ)、肝炎ウイルス検診と前立腺がん検診は健康課(健康スタッフ)において対応します。

第3 特定健康診査等実施計画の推進体制

(1) 保健指導等推進プロジェクト及び小山町国民健康保険運営協議会において、実施状況等をふまえ、適切に対応していくこととします。

(2) 「高齢者の医療の確保に関する法律」第11条により、平成22年度に中間評価として計画の進捗状況に関する評価を行なうこととします。